

ふくおか県央環境広域施設組合条例第32号

ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、斎場(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律48号)第2条第7項に規定する火葬場をいう。以下同じ。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(斎場の設置等)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、ふくおか県央環境広域施設組合に斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市斎場	飯塚市大日寺736番地
嘉麻市嘉麻斎場	嘉麻市牛隈1702番地2
筑穂園	飯塚市長尾654番地

(休場日)

第3条 斎場の休場日は、次のとおりとする。

名称	休場日
飯塚市斎場	1月1日
嘉麻市嘉麻斎場	1月1日(多目的室及び霊安室については、12月31日及び1月1日)
筑穂園	1月1日

2 前項の規定にかかわらず、組合長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。この場合において、組合長は、組合ホームページへの掲載等により、広く周知しなければならない。

(受付時間及び使用時間)

第4条 斎場の受付時間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

名称	受付時間	使用時間
飯塚市斎場	午前8時30分から午後5時まで	午前10時から午後6時まで
嘉麻市嘉麻 斎場	午前8時30分から午後5時まで	午前10時から午後4時まで (多目的室及び霊安室を除く。)
筑穂園	午前8時30分から午後5時まで	午前10時から午後6時まで

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定について準用する。

(使用の許可)

第5条 斎場を使用しようとする者は、あらかじめ組合長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可せず、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、付属設備、器具その他工作物(以下「施設等」という。)を破損するおそれのあるとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則、条件、指示に違反するとき。
- (4) 斎場の管理上支障のあるとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、組合長が特にその使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 斎場の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、組合長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、組合長が特に還付することを認めた場合は、この限りでない。

(遺骨の処理)

第8条 使用者は、組合長の指定する時刻までに必要な遺骨を拾骨しなければならない。

2 使用者が、前項の時刻までに遺骨を拾骨しないときは、組合長は、これを処理することができる。

3 前項の場合において、使用者又は遺族は、組合長に対し異議を申し立てることができない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、斎場の施設等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(組合の免責)

第10条 斎場の施設等の使用により、又は第5条第2項の規定に基づく処分によって使用者に生じた損害については、組合は一切の責任を負わない。

(指定管理者による管理)

第11条 斎場の管理は、指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 斎場の利用の許可に関すること。

(2) 火葬に関すること。

(3) 斎場の維持管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の運営に関し組合長が必要と認めること。

3 指定管理者が斎場の管理を行う場合にあつては、第3条から第8条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項前段	組合長が特に必要があると認めるときは	指定管理者は、あらかじめ組合長の承認を得て
第3条第2項後段	組合長は、組合ホームページへの掲載等により	指定管理者は、ホームページへの掲載等により
第4条第1項	組合長が特に必要があると認めるときは	指定管理者は、あらかじめ組合長の承認を得

		て
第5条	組合長	指定管理者
第8条	組合長	指定管理者

(利用料金)

第12条 指定管理者が斎場の管理を行う場合において、組合長は、法第244条の2第8項の規定により、斎場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める使用料の額を超えない範囲において、指定管理者があらかじめ組合長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用者は、前項の利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、組合長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。この場合において、利用料金が既に納付されていたときは、これを還付するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに飯塚市・桂川町衛生施設組合火葬場の管理に関する条例(平成10年穂波町ほか2ヵ町衛生施設組合条例第1号)、飯塚市斎場条例(平成18年飯塚市条例第161号)又は嘉麻市嘉麻斎場条例(平成18年嘉麻市条例第122号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までになされた使用許可に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)又は嘉麻市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年嘉麻市条例第45号)の規定により飯塚市長又は嘉麻市長の指定を受けている者(以下これらを「市長指定管理者」

という。)は、この条例の施行日にふくおか県央環境広域施設組合公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成31年条例第11号)の規定による組合長の指定を受けたものとみなす。

- 5 前項の場合において、当該指定を受けたものとみなされる者に係る指定の期間は、この条例の施行日における市長指定管理者としての指定に係る期間の残存期間と同一の期間とする。

## 別表(第6条関係)

### 1 飯塚市斎場

種別	区分		飯塚市又は小竹町の居住者	それ以外の市町村の居住者
火葬料	遺体	10歳以上	21,000円	68,000円
		10歳未満	10,500円	34,000円
		死産児	5,000円	5,000円
	その他	2,000円	2,000円	
待合室料	和室		3,000	

#### 備考

- 利用者(主として葬儀を執行する者をいう。)及び死亡者のいずれかが飯塚市又は小竹町の住民基本台帳に記録されている者である場合は、飯塚市又は小竹町の居住者の項の使用料を適用する。
- その他の料金は、出産の汚物で出産1回分、人体の一部で1件分、改葬遺体で1棺分とする。
- 待合室料は、表中の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
- 待合室料は、和室1室当たりの料金とし、1回の許可に係る利用時間は、2時間以内とする。

## 2 嘉麻市嘉麻斎場

種別	区分		単位	嘉麻市内	嘉麻市外	摘要
火葬料	遺体	13歳以上	1体	10,000円	68,000円	
		13歳未満	1体	5,000円	34,000円	
		死胎	1体	5,000円	18,000円	
	その他人体の一部		1件	2,000円	15,000円	
多目的室料			1回につき24時間以内	20,000円	60,000円	24時間を超える使用時間については、1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)増すごとに2,000円を加算する。
霊安室料			1体につき24時間以内	1,000円	6,000円	24時間に満たない場合は、24時間とする。

### 備考

- 1 嘉麻市内の欄の使用料は、次の各号に掲げる場合に適用する。
  - (1) 遺体(死胎を除く。) 死亡者が死亡時に嘉麻市の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
  - (2) 死胎 死胎児の父又は母が嘉麻市の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
  - (3) その他人体の一部 本人が嘉麻市の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
- 2 嘉麻市外の欄の使用料は、前項に掲げる以外の場合に適用する。
- 3 多目的室料は、設備及び備品並びに控室の利用に係るものを含む。

4 多目的室料及び霊安室料は、表中の金額に消費税及び地方消費税を含む。

3 筑穂園

種別	区分		飯塚市又は桂川町 の居住者	それ以外の市町村 の居住者
			火葬料	遺体
10歳未満	5,000円	24,000円		
妊娠4ヶ月以上の胎児	5,000円	18,000円		
その他	2,000円	15,000円		

備考

次の各号のいずれかに該当する場合は、飯塚市又は桂川町の居住者の項の使用料を適用する。

- (1) 死亡者 死亡者が飯塚市又は桂川町の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
- (2) 胎児 胎児の父又は母が飯塚市又は桂川町の住民基本台帳に記録されている者であるとき。
- (3) 利用者が飯塚市又は桂川町の住民基本台帳に記録されている者であるとき。